明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学二）　一
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁一～一一）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分関係　咒
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　吾
会社その他
会社決算公告　吾

告示

○文部科学省告示第二号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年一月二十四日

文部科学大臣　松野　博一